

相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、相模原市藤野地区の区域内において実施する相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ事業（以下「メッセージ事業」という。）に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 「藤野ふるさと芸術村構想」はさまざまな文化活動が繰り広げられ、交流する里として文化活動や事業が育つことを期待し、相互の連携や交流を促すとともに、そうした文化が出会う複合空間として「芸術村」を位置づけ、まちづくりの目標の一つとする。

メッセージ事業は、芸術村構想を実現するための事業の一つとして実施する。

(メッセージ事業)

第3条 メッセージ事業とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 文化を守り伝える
- (2) 新たな文化の創造、育成
- (3) 芸術、文化の交流
- (4) アート産業の創出
- (5) 地域文化の発信

(補助の対象要件)

第4条 補助の対象となるメッセージ事業は、次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。

- (1) 団体及び組織（以下「団体等」という。）が行う事業であること。
- (2) 個人的な事業でないこと。
- (3) 公共性、公益性のある事業であること。
- (4) 相模原市及び相模原市の外郭団体による他の助成を受けていない事業であること。
- (5) 営利を主目的とした事業でないこと。
- (6) 宗教的事業又は政治的事業ではないこと。
- (7) 法令に違反した事業でないこと。

(補助の対象となる団体等)

第5条 補助の対象となる団体等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 相模原市内に活動の拠点を有する団体等であること。
- (2) 自主、自立した運営を継続的に行う団体等であること。
- (3) 構成員が5人以上の団体等であること。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としない団体等であること。

2 前項の規定にかかわらず、集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある団体等は、補助の対象外とする。

(補助の対象とならない経費)

第6条 次の各号に掲げる経費は補助の対象から除外する。

- (1) 団体等の運営経費
- (2) 飲食に関する経費
- (3) 集客を目的とした歌手、演奏者、演芸者等の出演料
- (4) 使途が不明な経費

(補助金額)

第7条 補助金額は、前条各号に掲げる経費以外の経費を合計した額の3分の2以内とし、100万円を上限とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする団体等は、次に掲げる書類を相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ事業推進委員会委員長（以下、「委員長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業企画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 団体概要（第4号様式）
- (5) その他委員長が必要とする書類
- (6) 補助を3回以上受けた団体等が次に申請する場合は、当該申請書以外に自己検証、自己評価、新たなビジョン等を示した書類

2 委員長は、申請案件について書類審査を行い、第4条及び第5条に規定する要件を満たさない場合は、理由を付して、不採択として申請団体等に

通知する。

(補助の内定)

第 9 条 委員長は、申請案件について、補助の採否及び補助金の交付額を内定し、補助金内定通知書（第 5 号様式）により申請団体等に通知する。

2 前項の場合においては、委員長は、補助金の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(補助金の概算払い)

第 10 条 補助金の交付が内定した団体等は、内定した補助金額の 2 分の 1 を上限に、事業実施前に補助金の概算払いを受けることができる。この場合において、補助金概算払い請求書（様式第 6 号）を委員長に提出しなければならない。

(事業実績の報告)

第 11 条 補助金の内定を受けた団体等は、当該事業が完了したときは、事業の完了の日から 30 日以内（ただし、事業の終了が年度末の場合は翌月の 15 日まで）に次の書類を委員長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（第 7 号様式）

(2) 事業報告書（第 8 号様式）

(3) 収支決算書（第 9 号様式）

2 団体等は、補助金関係書類を、事業実施年度から 3 年間保存しなければならない。

(補助金の決定)

第 12 条 委員長は、補助金の内定を受けた団体等が提出した事業実績を審査し、内定額の範囲内で補助金の交付額を決定し、補助金決定通知書（第 10 号様式）により申請団体等に通知する。

(補助金の交付)

第 13 条 前条により、補助金の決定を受けた団体等が補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第 11 号様式）を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(調査及び是正措置)

第 14 条 委員長は、必要と認めるときは、補助金の採択を受けた団体等に

対し、事業の関係書類の提出を求めるなど、必要な調査を行うことができる。

- 2 委員長は、前項に定める調査により不適切な事項を発見したときは、団体等に対して必要な是正措置を求めることができる。

(補助金の取り消し等)

第15条 補助金の採択を受けた団体等が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付について一部若しくは全部を取り消し、既に補助金が交付されている場合には、補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件等、又はこの基準の規定に従わないとき。
- (4) 前条の調査又は是正措置に応じないとき。

(委任)

第16条 この基準に定めるもののほか、補助金交付について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 8 条関係）

補 助 金 交 付 申 請 書

平成 年 月 日

相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ事業
推進委員会委員長 殿

申請者

代 表 と な る 団 体	団 体 名 称	
	団 体 住 所	
	代 表 者 氏 名	印
	電 話 番 号	－ －

補助金の交付について、次のとおり申請します。

1 申請内容

事業名称	
事業の概要	(5 0 字以内で記入)
事業の実施場所	
申請額	

2 申請団体

代表となる	(フリガナ)
団体名称	
代表となる	〒 －

団体の所在地	相模原市 ホームページアドレス http://
連絡担当者 及び連絡先	担 当 者 (役 職)
	電 話 FAX
	〒 - 相模原市
	E メール

第 2 号様式（第 8 条関係）

事 業 企 画 書

事業名称	
目 的	(事業実施に至った経緯、背景や事業の具体的な目標などを記入)
内 容	(事業の対象、実施方法などを具体的に記入)
事業実施時期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
事業の効果	(事業によってもたらされる効果や成果を具体的に記入)

事業の実施 体制	(事業の実施にあたる組織、体制)	
	担当者氏名	

第3号様式（第8条関係）

収 支 予 算 書

【收入】

(単位：円)

[illegible]

【支出】

(単位：円)

[illegible]

第 4 号様式（第 8 条関係）

団 体 概 要

団体の名称	(フリガナ)		
団体の所在地	〒 -		
	ホームページアドレス http://		
代 表 者	氏 名		
	電 話		
	〒 -		
	住 所		
	E メール		
事 務 局 (連絡先)	担 当 者 名 (役		
	職)		
	電 話		FAX
	〒 -		
	住 所		
	E メール		
設立年月日	年	構成員	人
	月		
設立目的			
年会費	ひとり 年間 円		
入会資格			

主な活動歴	年	内 容
	月	

＊添付書類 ①規約 ②役員名簿 ③その他（団体を紹介するパンフレット等）

＊この団体概要は、事業に関わる団体すべてについて提出してください。

第 5 号様式（第 9 条関係）

補 助 金 内 定 通 知 書

内定第 号
平成 年 月 日

申請者

団体名称	
団体住所	
代表者氏名	

殿

相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ事業推進委員会委員長

平成 年 月 日付けで提出のあった補助金交付申請書については、次のとおり内定したので、相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ事業補助金交付要領第 9 条の規定により通知する。

1 事業の名称	
2 内定金額	円
3 交付条件	相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ事業助成金交付要領に定めるもののほか、次の条件を付する。 (1)
4 交付に係る指示	

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

補 助 金 概 算 払 い 請 求 書

平成 年 月 日

相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ事業
推進委員会委員長 殿

申請者

代表 となる 団体	団体名称	
	団体住所	
	代表者氏名	印
	電話番号	- -

平成 年 月 日付け内定第 号で補助金交付の内定を受けた相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ事業について、次のとおり、相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ事業補助金交付要領第 1 0 条の規定により請求します。

1 事業の名称	
2 補助金内定額	円
3 概算払い請求額	円（補助金内定額の 1/2 以内）
4 概算払い請求 の理由	

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

実 績 報 告 書

平成 年 月 日

相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ事業
推進委員会委員長 殿

申請者

代表 となる 団体	団 体 名 称	
	団 体 住 所	
	代 表 者 氏 名	印
	電 話 番 号	- -

平成 年 月 日付け内定第 号で補助金交付の内定を受けた相模原市
藤野ふるさと芸術村メッセージ事業実績を相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ
事業補助金交付要領第 1 1 条の規定により報告します。

1 . 事 業 の 名 称	
2 . 補 助 内 定 額	円
3 . 着 手 年 月 日	平成 年 月 日
4 . 完 了 年 月 日	平成 年 月 日
5 . 事 業 成 果 の 説 明	別添のとおり
6 . 添 付 書 類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他 ・ 事業実施の写真 ・ 事業で作成した印刷物、報告書等

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

事 業 報 告 書

実施内容	（事業の実施結果を具体的に記入）
事業の内容	（事業によってもたらされた成果を具体的に記入）
今後の課題	（事業の実施結果に基づく反省や今後の取り組みに向けての課題などを具体的に記入）

第 9 号様式（第 11 条関係）

收支決算書

【收入】

(単位：円)

科 目	収 入 済 額	説 明
補助金		$A \times 2/3 \leq$ 内定額

【支出】

(単位：円)

[illegible]

第 1 0 号様式（第 1 2 条関係）

決定第 号
平成 年 月 日

補 助 金 決 定 通 知 書

申請者

団体名称	
団体住所	
代表者氏名	

殿

相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ事業推進委員会委員長

平成 年 月 日付けで提出のあった補助金交付申請書については、次のとおり決定したので、相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ事業補助金交付要領第 1 2 条の規定により通知する。

1 事業の名称	
2 決定金額	円

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

補 助 金 請 求 書

平成 年 月 日

相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ事業
推進委員会委員長 殿

申請者

代表 となる 団体	団 体 名 称	
	団 体 住 所	
	代 表 者 氏 名	印
	電 話 番 号	- -

平成 年 月 日付け決定第 号で補助金交付の決定を受けた相模原市
藤野ふるさと芸術村メッセージ事業について、次のとおり相模原市藤野ふるさと芸
術村メッセージ事業補助金交付要領第 1 3 条の規定により請求します。

1 事業の名称	
2 補助金交付 決 定 額 (A)	円
3 既交付額 (B)	円
4 今回交付請求額 (A-B)	円
5 添付書類	(1) 交付決定通知書の写し